

One Book One OSAKA 事業実行委員会規約

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本委員会は、One Book One OSAKA 事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 子どもの読書活動を推進するための求心的な事業として、「One Book One OSAKA 事業」を実施する。この事業は、大阪に住む人々が大人も子どもも一緒になって「大阪の One Book」を選び出し、その過程で、子どもの読書への関心を高め、読書に関心のない大人にも読書の原点である絵本の楽しさに触れてもらい、地域と連携して子どもたちが身近な場所で絵本の楽しさに触れる機会を増やすことを目的とする。

(事業)

第 3 条 この実行委員会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 大阪の One Book の選定・決定

子どもや保護者が集う場所に「One Book 投票箱」を設置し、「お気に入りの絵本」1冊を選び投票を依頼する。その投票結果を参考に、実行委員会で、「One Book」を決定し発表する。

(2) 絵本の楽しさに触れる場の拡充

「お気に入りの1冊」を選ぶことをきっかけに、絵本の楽しさに触れる場を拡充する。さまざまな場所で行われるおはなし会等で本事業を紹介し、読み継がれてきた絵本を取りあげるなど読書に対する関心を高める。

第 2 章 組 織 等

(構成)

第 4 条 実行委員会は、第 2 条の目的の趣旨に賛同する団体、個人によって構成する。

(役員)

第 5 条 実行委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1 名

(2) 副委員長 1 名

(3) 常任委員 若干名

- (4) 会計 1 名
- (5) 監事 2 名
- 2 委員長、副委員長、常任委員及び会計は、実行委員会の互選により定める。
- 3 監事は、委員長、副委員長、常任委員及び会計ならびに本実行委員会の事務局職員を兼ねることができない。

(職務)

第 6 条 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が職務遂行に支障ある時は、その職務を代行する。
- 3 委員は、事業の執行について審議・調査・検討を行い、決定する。
- 4 会計は、事業の会計事務を総括する。
- 5 監事は、事業の執行状況及び会計の監査を行い、その結果を実行委員会に報告する。

(実行委員会の招集)

第 7 条 実行委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(議長)

第 8 条 実行委員会の議長は、委員長があたる。

(実行委員会の成立及び議決)

第 9 条 実行委員会は、構成員の過半数の出席（代理出席、委任状の提出のあるものを含む。）をもって成立する。

2 実行委員会の議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(事務局)

第 10 条 本委員会の事務局は、大阪市立図書館内に置く。

- 2 事務局長は、大阪市立中央図書館長をもってあてる。
- 3 事務局次長は、大阪市立中央図書館副館長をもってあてる。

(事業年度)

第 11 条 本実行委員会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(経費)

第 12 条 本実行委員会の経費は、本事業を支援する企業・団体等からの協賛金によるものとする。

(解散)

第13条 本実行委員会は、実行委員会の決定により解散する。

(その他)

第14条 この規約の施行について必要な事項は事務局が定める。

附 則

この規約は、平成24年12月18日から適用する。

附 則

この改正規約は、平成28年3月23日から適用する。